

みどり市小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自然豊かな環境のもと、少人数による小中一貫教育で特色ある教育活動を推進するみどり市立あずま小中学校での教育を受けることを希望する者に対し、通学を認める制度(次条において「小規模特認校制度」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める学校(次条及び第4条において「小規模特認校」という。)は、みどり市立あずま小中学校とする。

(対象者)

第3条 小規模特認校に入学又は転入学(次条において「入学等」という。)をすることができる者は、市内に住所を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒とする。

(入学等の要件)

第4条 小規模特認校への入学等の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全な交通手段により、遠距離の通学ができること。
- (2) 特別な事情がない限り、年度の途中において通学区域の変更をしないこと。
- (3) 保護者は、小規模特認校の教育活動及びPTA活動等について十分理解し、積極的に協力すること。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、みどり市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。